

第1章 プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、戦後の国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

しかし、私たちの身近な状況を見ると、固定的な性別役割分担をはじめ、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、意識や慣習の面において、未だ課題が多く残されています。

こうした中、田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本プランを策定しました。

2. 基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

田辺市においても、男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

男女共同参画社会基本法における五つの基本理念

男女の人権の尊重

男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の社会における多様な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校など社会生活における活動を両立できるようにすること。

国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と相互に関連していることを勘案し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

3. 田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

男女共同参画社会とは、男女の人権を尊重し、互いにかげがえのない大切なパートナーとして、喜びも責任も分かち合い、支え合いながら、心豊かな生活を送ることができる社会です。そして、人権とは、だれもが生まれながらにして持っている権利で、人間らしく生きていくために欠かすことのできないものです。私たち一人ひとりにはみんな違いますが、一人の人間として、互いの人格や個性を認め合い、尊重し合いながら、互いの人権を守ることが大切です。人は一人で生きているわけではありません。だからこそ、人に迷惑をかけることなく、自分の人権と同じように他人の人権も認め合っていくことを忘れてはなりません。

男女共同参画は、多様な価値観や、一人ひとりの意思に基づく自由な活動の選択を認めようとするものです。家事や育児に専念したいという考えを否定するものでもなければ、一定の価値観を押しついたり、性別によって役割を固定的に押しついたりするものでもありません。家庭における家族の役割については、それぞれの家庭で主体的に考えていけばよいのです。

また、男女共同参画社会の実現のためには、「社会的性別」(ジェンダー)の視点¹について正しく理解することが必要です。

このような考えのもと、田辺市が男女共同参画社会として目指すべき将来像は次のようなものです。

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になります。

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、家族が互いに思いやり、協力し合って、家庭生活における責任を果たし、信頼に満ちた明るい家庭が築かれます。

「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、男女が共に個性と能力を生かし、いきいきと働くことが可能になります。

「地域社会の活動における男女共同参画が促進されること」によって、職場中心の生き方だけでなく、男女が共に多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、様々な活動を自ら選択することが可能になります。

4. プランの性格と位置付け

本プランは、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、田辺市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び「和歌山県男女共同参画基本計画」を勘案し、「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねるとともに、「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど、広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

さらに、「第 1 次田辺市総合計画」をはじめ、「田辺市次世代育成支援行動計画」や「田辺市高齢者保健福祉計画」などの部門別計画との整合性を図りました。

5. プランの期間

本プランの期間は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。